

# 会員 相談室

Vol.2

相談事例紹介



## 【質問1】非居住者の消費税について

**前提** 2年前に資本金1,000万円で日本国内に設立されたドイツに本社を置く法人が、ある科学技術を対象にした研修を毎年世界各地で行うことを始め、3期目の今年、日本で開催することになった。研修会費用は各国から参加者がドイツ本社に振り込み、研修会場では徴収されない。過去2年間の課税売上高は、1期、2期ともゼロであり、課税事業者の選択届出を行っていない。

**質問①** この法人は消費税法上では、いかなる事業者に該当するか。

**質問②** この取引が課税取引となり日本で消費税の課税を行わなくてはならないか。消費税法施行令第6条第2項の規定との関係については、どのように整理すべきか。また、消費税法基本通達7-2-16との関係はどうかか。

**回答①** 消費税法第5条第1項に規定する納税義務者に該当するが、設立3期日でしかも基準期間の課税売上高がないので、免税事業者となる。

**回答②** この研修は日本国内で行われているので国内取引となり課税対象となるものの、回答1であるように法人は免税事業者になる。なお、消費税法施行令第6条第2項において、「情報提供は事務所等の所在地」とあるが、これは役務提供が行われた場所が1点に特定できないような場合等の規定であり、本件には関係はない。

一方、非居住者（日本国外からの参加者）への役務提供で一定のものは輸出免税取引（消法7①、消令17②）となる。ただし、消費税法基本通達7-2-16に例示されているような国内において直接便宜を享受するような取引になれば、課税取引となるので留意しなければならない。よって、質問の同通達は本件と関係はない。

（非居住者に対する役務の提供で免税とならないものの範囲）

消費税法基本通達7-2-16 消費税法施行令第17条第2項第7号《非居住者に対する役務の提供のうち免税となるものの範囲において輸出免税の対象となるものから除かれる非居住者に対する役務の提供には、例えば、次のものが該当する。

- (1) 国内に所在する資産に係る運送や保管、
- (2) 国内に所在する不動産の管理や修理、
- (3) 建物の建築請負、(4) 電車、バス、タクシー等による旅客の輸送、(5) 国内における飲食又は宿泊、(6) 理容又は美容、(7) 医療又は療養、(8) 劇場、映画館等の興行場における観劇等の役務の提供、(9) 国内間の電話、郵便又は信書便、(10) 日本語学校等における語学教育等に係る役務の提供

## 【質問2】国外に合併会社を設立した場合のソフト料支払いに関する取扱い

**前提** 日本の内国法人である当社は、日本の顧客からコンピュータソフトの開発などを依頼された場合、ベトナムの外注先を紹介していた。しかし需要が多くなり、今般ベトナムの外注先と合併（当社出資比率40%）でベトナムに従業員30名ほどの現地法人を作ることとなった。さらに、日本の顧客からの求めに応じ、当社が日本の顧客の窓口となって現地の合併会社へ発注するが、当分の間、当社から合併会社への役員派遣はない。なお、合併会社は、ベトナムの合併相手の会社の意向で、今後合併相手の会社の業務を引き受け欧米に対してもソフトの

売却などをしていく予定である。

**質問①** 合併会社はタックスハイブンを税制の対象になるか。

**質問②** 日本から支払う当社のソフトの譲渡代金はどのようになるか。また、ソフトを買い上げるのではなく、当社の設計指示に従い、単なるソフト構築のための人件費の支払いである場合の支払いについてはどのように取扱われるか。

**質問③** 当社の従業員を現地に1年以上の予定で派遣した場合、日本での家族手当を支給するつもりであるが、家族手当の課税は日本での支給額を計算基礎として行えばよいか。

**質問④** その他注意する課税問題はあるか。

**回答①** ベトナムの標準法人税率は現在28%であり、税率タックスハイブンを税制適用基準の一つで25%超であるが、内国法人及び居住者の持分が50%以下であること、役員を送り込んでいないこと、さらに従業員30名の業務遂行会社であるので、タックスハイブンを税制の適用外である。

**回答②** ベトナムとの租税条約第12条第5項の規定より、ソフトの譲渡は使用料収入と同じに取扱うことになっているため、10%の源泉税が必要となる。しかし、日本の会社が設計をした業務を行う、単なる人的役務の提供の対価としての支払いであれば、租税条約のソフトの譲渡代金に該当しないので、源泉税を控除する必要はない。

**回答③** 日本法人の従業員が1年を超えて海外で働くために出国した場合、出国した日の翌日から非居住者となり、その非居住者が海外で役務提供を行ったことによる対価に対しては、非居住者の国外源泉所得として取扱うため、日本において支払われても日本では課税されない。従って、家族手当はそもそも課税対象ではなく、支払われる金額の多寡にかかわらず課税されない。なお、ベトナムにおいてこの従業員は、日本で支払われる家族手当も含めて納税金額を決定すべく申告しなくてはならないので注意しなくてはならない。

**回答④** 当社は、ベトナム合併会社への出資比率は40%であり形式的には移転価格税制の対象ではないが、将来的に資本比率などが変化した場合を想定して、ベトナムの合併会社として、役務提供の対価の根拠を明確にし、欧米諸国の企業への請求金額の根拠と、当該日本企業への請求根拠との関係で移転価格の問題が発生しないように留意しなくてはならない。日本企業への請求額が不相当に高額な場合は、日本企業の支払いが問題視される可能性もある。

## 【質問3】退職金の支給

**前提** 日本法人に勤務する職員は、35年前に大学院卒として日本法人に入社し、今般退職することになった。その間、日本法人の海外支店に勤務をし、現在も東南アジア支店長として勤務しており、通算10年海外にいた。この社員は、退職後も現地でそのまま居住するか、日本に帰国し退職後の生活を送るか迷っている。

**質問①** 非居住者として退職する場合と、帰国して居住者として退職する場合には税務上取り扱いに相違があるか。

**質問②** 退職金の計算上、勤務場所が国内であった期間と、海外であった期間により計算は異なるか。

**質問③** 非居住者として退職した場合、現地の税金はどのようになるか。

今回は

## 国際業務

相談委員

小見山 満 (麻布)

**回答①** 職員が受け取る退職金は、役務提供の対価として給与などと同じに考えられるべきであり、それに従うと非居住者に支払われる退職金は源泉分離課税として総合課税の対象にならないこととなる。しかし、国内の職員について退職金は、他の所得に比べ有利な課税計算が採用されるため、非居住者と居住者の間に差が出てくることは好ましくない。そこで、非居住者のまま退職し退職金を受け取る場合には、その非居住者に分離課税のみならず総合課税も選択できるようになっている。

従って、居住者と異なり非居住者の場合は両者の選択ができるので、非居住者が総合課税を選択した場合には、退職金の支払いを受けた年の翌年の1月1日以降に、退職所得の選択適用をした旨とその計算をした確定申告書を税務署長に提出しなくてはならない。確定申告書の提出先は、申告時に帰国していればその住所地、帰国していない場合には、出国直前の住所地か不動産所得がある場合にはその所在地等となる。

**回答②** 退職時が非居住者と居住者であった場合には異なる取扱いになるので注意が必要である。

・非居住者の場合：非居住者に支払う退職金は、役務提供の対価であるので、原則的には一般の給与と同等に考えることになる。そこで、その者の過去の勤務状況を把握し、i) 勤務地が国外であった場合には、非居住者が国外で役務提供をしたことに対する対価の支払いとして考えるので日本から支払われても非課税となる。ii) 一方、勤務地が国内であった場合には、非居住者の国内源泉所得となるため、その支払いに対しては、20%の源泉分離課税が課せられることになる。

・居住者の場合：居住者の退職の場合には総合課税となり、退職所得として課税されることになる。しかし、海外勤務者が日本に帰国して退職する場合など、居住者として退職金を受取る場合があるが、そのように対象となる勤務地が国内と海外に分かれていた場合でも、退職所得の収入すべき時期はその支給の起因となった退職の日によることになるので、居住者として退職した場合には、その退職金の全額が国内源泉所得と同様に扱われ総合課税の対象となる。

**回答③** 非居住者として退職した場合、その居住している国の国内法に基づき申告することになる。その際、日本と租税条約を結んでいる国であれば日本で支払った税金（源泉分離課税を選択した場合は源泉税、総合課税を選択した場合は退職所得に見合う所得税）を外国税額控除することができる。

質問では、東南アジアのどの国か特定されていないが、現在日本は、インドネシア、韓国、シンガポール、タイ、中国（除香港）、フィリピン、ベトナム、マレーシアの東南アジア諸国と租税条約を結んでいる。

「会員相談室」紹介

面接相談 (事前予約制)

お申し込み電話番号が変わりました。

お問い合わせ▶制度調査課  
03-5919-7157